

福岡大学法科大学院
令和7年度C日程法律専門試験
出題趣旨・採点基準

【民法 第1問】

〔出題趣旨〕

第三債務者が国や地方公共団体のような公法人（公的機関）の場合、債権担保のために質権の設定（民法362条）や債権譲渡（民法466条）をおこなうことが特約等で禁じられ、委任による代理受領の方式がとられることがある（民法643条参照）。そこで、このような代理受領に対して第三債務者が承認（承諾）を与えたような場合に第三債務者にはどのような義務が生じ、それに違反するとどのような責任を負うことになるのか、という問題が生じ得るが、本問は、このような問題について立場互換をしながら論述してもらうことを意図して出題した問題であった。

本問のベースとなった裁判例は、最判昭和44年3月4日民集23巻3号561頁である（杉田洋一「判例解説」法曹会編『最高裁判所判例解説民事篇昭和44年度（上）』133頁以下、加藤雅信「判例解説」別冊ジュリスト175号『民法判例百選Ⅰ総則・物権〔第5版 新法対応補正版〕』（有斐閣）210～211頁等参照。なお、内田貴『民法Ⅲ〔第4版〕債権総論・担保物権』（東京大学出版会）662～663頁も参照）。

<解答のポイント>

◇〔設問1〕について

Xは、①債権担保目的でなされた代理受領に対して承認（承諾）をした第三債務者は、代理受領によって債権者の得られるであろう債権満足の利益を承知のうえで承認（承諾）を与えている以上、その利益を侵害しないようにする義務（≡債権回収に協力すべき義務）を負うことになるところ、正当な理由なく、自己の債権者である債務者に弁済をおこなない、債権者のかかる利益を侵害する行為は、上記の義務違反にあたることから、債権者（X）に対する不法行為を構成するとして、②Yには損害賠償責任が生ずる（民法709条。なお、715条参照）と主張して、請負代金額相当の損害につき不法行為に基づく損害賠償の請求をおこなっていくものと考えられる（前掲最判昭和44年3月4日参照）。

なお、本問に関しては、請負代金120万円からの債権回収ができなくなったという権利・利益の侵害、因果関係の存在についてはとくに問題がない一方、故意または過失（義務違反）と権利・利益侵害とが重なって問題となっているようにもみえる事例であったことから、後者の点を論述できていれば、民法709条の成立要件のすべてが充足しているかどうかを個別に洗い出して立論していなくとも、とくに問題はなかろう。

ちなみに、前掲最判昭和44年3月4日は、この点に関して次のように判示しているので参照のこと（なお、杉田「前掲判例解説」もあわせて参照）。

「…本件請負代金債権は、XのAに対する本件手形金債権の担保となっており、北海道開発局函館開発建設部は、本件代理受領の委任状が提出された当時右担保の事実を知って右代理受領を承認したというのである。そして右事実関係のもとにおいては、Xは、Nが北海道開発局函館開発建設部から右請負代金を受領すれば、右手形金債権の満足が得られるという利益を有すると解されるが、また、右承認は、単に代理受領を承認するというにとどまらず、代理受領によって得られるXの右利益を侵害しないという趣旨をも当然包含するものと解すべきである。したがって、北海道開発局函館開発建設部としては、右承認の趣旨に反し、Xの右利益を害することのないようにすべき義務があると解するのが相当である。しかるに、原判決によれば、O（注一北海道開発局函館開発建設部長）は、右義務に違背し、原判示の過失により、右請負代金をAに支払い、Nがその支払を受けることができないようにしたというのであるから、右Oの行為は違法なものというべく、したがって、原審が結局Yに不法行為責任を認めた判断は正当である。」（下線部出題者）

◇〔設問2〕について

Yからの反論としては、代理受領に対する承認（承諾）は第三債務者であるYにとっては何らメリットのない無意味なものであるから、それには何ら法的な意味はなく、したがってこれに反したとしても法的義務の違反や法的責任を生じさせるものではない、と主張して反論してくることが考えられよう。

なお、誰が代理受領権限を有するか明確にするようAに対して要請した点から、Yには過失がなかったとの指摘も考えられなくはないが、そもそもYがXに対して（Bに対しても）契約解除の有効性についての確認をせず漫然とやり過ごしているという点で過失があったと解し得る以上、代理受領に対する承認（承諾）の意味について上記のように言及するのみでよかったように思われる。

〔採点基準〕

◇〔設問1〕（40点）について

上記＜解答のポイント＞のように、第三債務者のおこなった代理受領に対する承認（承諾）の意味を的確に論述したうえで不法行為に基づく損害賠償の請求（民法709条。なお、715条参照）をおこなっていくことを指摘することができていれば、基礎点として15点～30点の幅で配点、文章表現や文章構成が平明で説得的であれば、さらに5点～10点の幅で加点。

◇〔設問２〕（１０点）について

代理受領に対する承認（承諾）には何ら法的な意味がないとの指摘をすることができて
いれば、５点～１０点の幅で採点。

【民法 第2問】

〔出題趣旨・採点基準〕

本問は非嫡出子の法的地位の基本的理解とともに、母子間の嫡出性に関する判例の理解、認知の効力および不実認知に対する認知無効の訴えについての理解を問うものである。なお認知無効の訴えについては、最高裁判所判例の変遷があるとともに、令和6年改正法の内容を踏まえて論述することが望まれる点につき注意が必要であろう。

関連判例

- ① 最判昭和37年4月27日民集16巻7号1247号
- ② 大判大正11年3月27日民集1巻137頁
- ③ 最判平成26年1月14日民集68巻1号1頁

設問（1）

Cの法律上の母は誰かにつき根拠を示しつつ答えなさい。(10点)

本件ABの子Cについては、婚姻していない母であるBから生まれた子であるため、嫡出でない子（非嫡出子）である。直出でない子の親子関係においては、条文上779条が規定する認知を経る必要がある。この点は母子間の法的親子関係については、通常分娩の事実により明らかとされ、判例は母により認知を待たず母子親子関係を肯定する。（関連判例①）したがって認知なくして当然にBC間は法的親子関係が承認される。（本問には関係ないものの代理母につき最判S37-4-27民集16-7-1247百選Ⅲ【32】参照されたい）

※779条および関連判例①に言及の上分娩の事実により当然に親子関係が生じる点の指摘があれば基礎点として8点、優れた記述については若干の加点をおこなった。

設問（2）

Dによる認知無効の訴えは認められるか（不実認知に対する認知者による認知無効の訴えの可否）(40点)

認知は父子親子関係の成立要件であり、父は当該婚外子が自らの子であることを承認することにより（任意認知）、当該父子関係は出生時に遡って法的親子関係を生じる(784)。なお認知者には意思能力が必要であり、原則として認知届によりなされる。認知者と子の間に血縁関係がある場合であっても、当然には親子関係は生じることはなく、認知という意思表示を原則として親子関係を創出させる制度といえる。以上のように認知は意思主義的要素がある一方、認知者と子（本人）との間に血縁関係がない場合には、事実主義的側面から当該認知は無効となる。したがって、父によりなされた認知が事実的側面（血縁関

係がない場合)は、反対の事実を証明することにより、その認知の向こうを争うことが可能であり、令和6年改正前786が根拠規定となり、「利害関係人」による認知無効の訴えが可能であった。判例は認知無効の訴えによる無効判決によりはじめて親子関係が喪失するという形式的無効の立場をとる(関連判例②)。しかしながら。本事案のように父が自ら真実に反することを知りながら認知した場合、その本人である父を「利害関係人」として認知無効の主張を許すことは、子の法的身分の安定やこの福祉の観点から問題があり、かつ認知者はまさに禁反言的振る舞いを行う点で議論があろう。

関連判例③は、血縁関係がないにもかかわらずなされた認知は無効であるべきというところ、認知者が認知するに至った事情は様々であり、自らの意思で認知したことを重視して認知者自身による認知無効の訴えを一切許さないと解することは相当でない」とし、「利害関係人」に認知者は含まれ、認知無効の訴えは可能であるとした。一方認知を受けた子の保護必要性等の諸事情に応じて権利濫用等の法理の適用可能性も併せて判示している(本事案では該当しないとした)。したがって、判例上Dによる認知無効の訴えは認められることになろう。

またこの点、改正法による認知無効の訴えの整備(改正786、改正人事訴訟法43関係)がなされ、子・認知をした者及び子の母は、原則的に所定の起算点から7年以内に限り、認知について反対の事実(例えば血縁関係がないなど)があることを理由に、認知の無効の訴えを提起することができるものとされた点についても言及する必要がある。

なお自らの子でないことを知りつつ、親子関係を否定することは、その効果としてこの福祉を著しく害する場合も想定されるところ、嫡出性の承認と同様に認知無効の訴えを許すべきではないとの学説も有力であり(床谷・水野他)、関連判例③の子の不利益が著しい場合には権利濫用による調整の必要性にも若干触れて欲しかった。

※認知の要件効果、認知無効の訴え(改正786)、不実認知関連判例、結論(可能であれば訴え可能のみでなく、利益考慮による権利濫用での調整についても)の各論点につき触れていれば各5点(20点)を基礎として、有用な記載について若干の加点をおこなった。

【民事訴訟法】

[出題趣旨及び採点基準]

本問は、大阪空港事件（最大判昭和 56 年 12 月 16 日民集 35 卷 10 号 1369 頁）を素材に、将来給付の訴えの適法性に関する基本的理解を問うものであるが、そもそも将来給付の訴えと現在給付の訴えを区別することができるかについても問うものである。

現在給付の訴えとは、事実審の最終口頭弁論期日（基準時）までに履行すべき状態が到来している債権の履行を求めるものであり、将来給付の訴えは、基準時より後に履行すべき状態が到来する債権の履行を求めるものである。基準時については、控訴審の最終口頭弁論期日であるとの説明がなされることもあるが、それは訴訟が控訴審以降に至った場合のことであり、本問で問題となるのは第一審判決の基準時であって、第一審の最終口頭弁論期日である。

不法行為に基づく損害賠償請求権は、損害が発生すると同時に履行すべき状態が到来する。したがって、本問においては、損害賠償請求のうち、①訴え提起まで及び②訴え提起から第一審口頭弁論終結時までの損害に係る部分が現在給付の訴えであり、③第一審口頭弁論終結時から第一審判決言渡まで及び④第一審判決言渡から空港騒音が原告の求める一定の限度を超えないようになるときまでの損害に係る部分が将来給付の訴えである。

将来給付の訴えの適法性については、判例は、請求適格と狭義の訴えの利益（民事訴訟法 135 条）に分けて、空港騒音を理由とする継続的不法行為による将来の損害賠償請求権については、そもそも請求適格がないとの立場である。

すなわち、大阪空港事件判決は、「（同条は）あらかじめ請求する必要があることを条件として将来の給付の訴えを許容しているが、同条は、およそ将来に生ずる可能性のある給付請求権のすべてについて前記の要件のもとに将来の給付の訴えを認めたものではない」としている。

これは、訴えの利益について、権利保護の資格と権利保護の利益に分けて理解する伝統的な立場を前提にして、同条にいう「あらかじめその請求をする必要がある場合」という要件は、権利保護の利益（狭義の訴えの利益）に位置づけられ、その前提として、権利保護の資格である請求適格を要求するものと解されよう。

同判決は、継続的不法行為に基づき将来発生すべき損害賠償請求権について、①請求権の基礎となるべき事実関係及び法律関係が既に存在し、その継続が予測されること、②請求権の成否及びその内容につき債務者に有利な影響を生ずるような将来における事情の変動があらかじめ明確に予測できる事由に限られること、③これについては請求異議の訴えによりその発生を証明してのみ執行を阻止しようという負担を債務者に課しても格別不当とはいえないことという要件を満たさなければ、将来の給付の訴えにおける請求権としての適格（請求適格）を有しない旨判示した。

そのうえで、同判決は、空港騒音を理由とする将来の損害賠償請求について、将来の侵害行為が違法性を帯びるか否か及びこれによって原告らの受けるべき損害の有無、程度は、今後被告により実施される騒音対策の内容、実施状況、原告らのそれぞれにつき生ずべき種々の生活事情の変動等の複雑多様な因子によって左右されるべき性質のものであり、しかも、これらの損害は、利益衡量上受忍すべき限度を超える場合にのみ賠償の対象となるものと解されるから、明確な具体的基準によって賠償されるべき損害の変動状況を把握することは困難であって、このような損害賠償請求権は、それが具体的に成立したとされる時点の事実関係に基づきその成立の有無及び内容を判断すべく、かつまた、その成立要件の具備については請求者においてその立証の責任を負うべき性質のものといわざるをえないと判示して、②及び③の要件を満たさず、請求適格を欠くとして訴えを却下した。

本問においては、同判決の示す上記判例法理を理解した上で、自説を説得力をもって表現できているかを評価する。

〔配点〕

現在給付と将来給付の訴えの区別 20 点

将来給付の訴えの適法性についての規範 20 点

当てはめ 10 点

【憲法】

〔出題趣旨〕

本問は、宗教問題に関する司法審査の可能性について問う問題である。裁判所が審査できる対象は、裁判所法にいう「法律上の争訟」、すなわち当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られるとされる。したがって、宗教上の教義や宗教上の価値をめぐる紛争は、法令を適用して解決できるものではないから、司法審査の対象にはならない。もっとも、宗教問題に関する争訟であっても、当事者間の具体的な権利義務又は法律関係に関する紛争である場合がある。判例は、そのように具体的な法律上の争訟であって、宗教上の教義や価値に関する判断は前提問題にとどまるものとされていても、宗教上の教義等に関する判断が訴訟の結果を左右する必要不可欠なものであり、紛争の核心である場合は、法令の適用による終局的な解決は不可能であって、「法律上の争訟」には当たらないと判断している（板まんだら事件：最判昭和 56.4.7 民集 35 卷 3 号 443 頁）。

本問は、同判決の事案とほとんど同様の事案である。したがって、Y としては、①Y が手に入れた経典は本物であり本件寄付行為には錯誤がないこと、に加え、②裁判所はY が手に入れた経典の価値について裁判所は判断することはできないから本件は法律上の争訟にはあらずX らの訴えを却下すべきである、と主張することが考えられる。

Y が手に入れた経典について、裁判所はそれが本物であるか否かについて判断することはできない。X らの錯誤の主張は、Y が手に入れた経典が偽物であることを前提としており、経典の真偽の判断が紛争の核心である。したがって、本問でも法令の適用による終局的な解決は不可能であって、法律上の争訟には当たらないと判断すべきだと考えられる。

なお、宗教上の紛争について裁判所の介入を避けるべき理由について、板まんだら事件の最高裁判決はあくまでも司法権の限界の問題としているが、後の蓮華寺事件判決では、憲法 20 条の信教の自由の確保と政教分離原則を挙げており、法律上の争訟であっても司法権の行使が限定される場合があることを示唆している（最判平成元.9.8 民集 43 卷 8 号 889 頁）。

〔採点基準〕

本問では、①司法権の対象である「法律上の争訟」についての的確に説明できるか、②宗教上の問題に関する司法審査の可能性に関連する判例を正確に理解しているか、③Y の反論を的確に想定した上で、自分の見解を論理的に説明できているか、を評価の対象とし、それぞれ、20 点、20 点、10 点とし、合計 50 点で採点する。

【刑法】

〔出題趣旨〕

刑事未成年を利用した場合の間接正犯の成否と、それが否定された場合の共同正犯の成否について基本的な理解を問う趣旨である。

〔採点基準〕

本問は、最判平成 13 年 10 月 25 日刑集 55 巻 6 号 519 頁と類似の事例である。

まず、実行行為者である B は、A を脅迫してトイレに閉じ込め、反抗を抑圧して現金とショルダーバッグを強取しているので強盗罪（236 条 1 項）が成立する。そして、B に強盗行為をさせた甲に強盗罪の間接正犯が成立するかが問題となるが、B は当時 12 歳 10 か月であることから是非弁別能力を有しているといえ、反対動機を形成して、利用者の指示・命令に逆らうことができ、規範的障害になりうることが指摘できる。もっとも、利用者が被利用者の意思を抑圧し、被利用者を道具のように利用して犯罪を行わせた場合には利用者に間接正犯が成立しうる。しかし、甲による強盗行為の指示命令は、B の意思を抑圧するに足る程度のものではなく、B は承諾に応じて自らの意思で強盗の実行を決意したといえることや、B は自己の判断により、スナック出入口のシャッターを下ろしたり、A を脅迫してトイレに閉じ込めるなどしたことから、甲に強盗罪の間接正犯が成立するとは認められない。以上の内容について、25 点を限度に配点した。

次に、甲に強盗罪の共謀共同正犯が成立するかが問題となる。甲は、強盗を行うことを B に指示しており、B もそれを承諾していることから意思連絡も認められるし、生活費欲しさから本件強盗を計画しており、実際に B が奪ってきた金品を受け取っていることから、本件強盗を自己の犯罪として実現する意思があるといえ、正犯意思が認められる。また、B に対し犯行方法を指示し、犯行に使用する道具を与えたことから重大な寄与も認められる。そして、B は甲との共謀に基づいて強盗行為を行っており、共謀に基づく実行も認められる。したがって、甲には強盗罪の共謀共同正犯（60 条、236 条）が成立する。以上の内容について、25 点を限度に配点した。

【行政法】

〔出題趣旨〕

本問は、（行政）法の一般原則としての信託保護の原則に関する基礎知識およびそれをふまえた具体的な事案の処理能力等の有無を確認する問題である。

なお、本問に関する事案として、東京高判昭和58年10月20日判時1092号31頁がある。

〔採点基準〕

本問においては、①問題の所在（信託保護の原則の適用の可否）を指摘しつつ、②信託保護の原則と法律による行政の原理との対抗関係であることをもふまえて、③Xの信託を保護するためにはどのような事情が必要かについて一定の要件（たとえば、未承認青色申告に信託保護の原則の適用を否定した最判昭和62年10月30日判時1262号91頁が示した規範などが参考になろう）を立てて検討し、④特定の妥当な結論（たとえば、本問の国民年金の場合は保険料負担と給付との間に対価的関係があるといえるから、租税法律関係とは質的に異なりうる点を考慮するなら、上記昭和62年最判とは異なる結論を提示するであろう）を導出することが求められる。①、②、③、④について適切で説得力のある記述ができているかを評価する。配点は、①15点、②10点、③15点、④10点とし、合計50点満点で評価する。

以上